

# 所得税の還付申告について

## 平成24年分の所得税の還付申告は税務署へ 1月から申告書を提出できます

給与所得がある大部分の方は、年末調整で所得税が清算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

### 確定申告をすると 所得税が戻る方

- ①災害や盗難、横領により、住宅や家財などの資産に受けられた損害などについて雑損控除を受ける方
- ②共同募金会や日本赤十字社などへの寄附、ふるさと寄附金などにより寄附金控除の適用を受けようとする方
- ③病気がけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- ④家を住宅借入金などで新築や購入、増改築などをして（特定増改築等）、住宅借入

## 所得税・贈与税の確定申告は「e-Tax(イータックス)」をご利用ください

### 利用のメリット

- ①最高30000円の税額控除が受けられます。平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行くと、所得税額から最高30000円の控除を受けることができます。
- ②添付書類の提出を省略できます。医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出を省略できます。

### 確定申告書の様式

①所得税の確定申告書は提出用・控え用の2枚で1組です。

②添付書類は、添付書類台紙などに貼って、申告書と一緒に提出します。確定申告に必要な添付資料の用意を早めにお願います。

### 確定申告の相談と 申告の受け付け

24年分の所得税の確定申告の相談と申告の受け付けは、2月18日(月)～3月15日(金)の期間です。所得税の還付申告は、2月18日(月)以前でも税務署へ申告書を提出することができ、24年分の所得税の還付申告は1月から税務署へ申告書を提出できます。



### 出張申告のご案内

市民税・都民税の申告、所得税の確定申告の出張申告を左表の会場で行います。

②添付書類は、添付書類台紙などに貼って、申告書と一緒に提出します。確定申告に必要な添付資料の用意を早めにお願います。

### 出張申告の会場・日程

会場	日程	受付時間
わくわく健康プラザ1階講堂	2月1日(金)・4日(月)	午前9時半～11時、 午後1時～4時
東部地域センター1階講習室	2月5日(火)	
南部地域センター2階講習室	2月6日(水)	

※各会場でお受けできる確定申告書は、提出のみの方および簡易な申告の方を対象とします。車での来場はご遠慮ください。

## 介護保険制度で

### 税控除を受けるための 申告のご案内

#### 高齢者のおむつ代 (医療費控除)の申告

高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合は、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告には、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

【対象】次の①～④の全てに該当する場合に、市で同確認書を発行します。

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方(23年中のおむつ代の医療費控除を申告した方) ②24年中に購入したおむつ代を税申告する方 ③24年中に介護保険の要介護認定を受けている方

【対象】介護保険の要介護認定を受けている方で、①知的障害者(軽度・中度・重度に準ずる方) ②身体障害者(1級～6級)に準ずる方 ③寝たきり高齢者の方

【対象】次の①～④の全てに該当する場合に、市で同確認書を発行します。

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方(23年中のおむつ代の医療費控除を申告した方) ②24年中に購入したおむつ代を税申告する方 ③24年中に介護保険の要介護認定を受けている方

【対象】介護保険の要介護認定を受けている方で、①知的障害者(軽度・中度・重度に準ずる方) ②身体障害者(1級～6級)に準ずる方 ③寝たきり高齢者の方

## 防犯講演会

### 「犯罪が起りやすいのは どういう場所か？」

東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会では、立正大学で犯罪社会学を研究している小宮信夫教授をお招きし、過去の多くの事件において、どういった場所で犯罪が頻発しているのか、犯罪現場の特徴や共通点を分析し、周辺の景色などから分かる防犯の方法について講演していただきます。

【日時】2月12日(火)午前10時半～正午

【会場】市民プラザホール(入場料 無料)

【対象】市民が定員になり次第締め切ります。

詳しくは防犯課 ☎470・7769へ。

## 「認知症介護者家族会」を開催します

### を主催します

認知症の高齢者を介護する家族の方、日々の不安や心配事などを気軽に話にまかせませんか。対象の地域を確認の上、担当の地域包括支援センターに申し込みいただき、ご参加ください。参加費は1000円(茶菓子代など)です。

【日時】1月17日(木)午後1時15分～2時45分

【会場】東部地域センター会議室2

【対象】上の原・金山町・神宝町・氷川台・大門町・小山・東本町・新川町・浅間町

詳しくは東部地域包括支援センター ☎473・9996

【日時】1月21日(月)午後1時15分～2時45分

【会場】西部地域センター講習室2

【対象】前沢四～五丁目、滝山・野火止・八幡町・柳窪・弥生・下里

詳しくは西部地域包括支援センター ☎472・0661へ。

【日時】1月21日(月)午後1時～2時半

【会場】中央町地区センター第3会議室

【対象】本町・幸町・中央町・南沢・学園町・ひばりが丘団地・南町・前沢一～三丁目

詳しくは中部地域包括支援センター ☎470・8186へ。

【日時】1月17日(木)午後1時15分～2時45分

【会場】東部地域センター会議室2

【対象】上の原・金山町・神宝町・氷川台・大門町・小山・東本町・新川町・浅間町

詳しくは東部地域包括支援センター ☎473・9996

【日時】1月21日(月)午後1時15分～2時45分

【会場】西部地域センター講習室2

## 24年度東京都消防褒賞を 市消防団員が受賞しました

昨年10月30日に「平成24年度東京都消防褒賞」の贈呈式が、都庁で行われました。

東久留米市消防団からは、第1分団団員の丸山光吉氏、第3分団団員の吉田和男氏と横山福司氏が受賞しました。

各氏は市消防団員を拝命して以来、長年に渡って数多くご参加ください。



### 源泉徴収票が 送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

このうち「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税が源泉徴収されます。

日本年金機構では、24年1月～12月中旬に「老齢年金」を受け取っている方全員に、25年1月中旬に源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は、年金以外に収入があり、税務署で確定申告をするときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失した場合は再交付ができませんので、武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または「ねんきんダイヤル」 ☎0570・05・1165 へご連絡ください。

※「障害年金」および「遺族年金」は非課税につき、源泉徴収票の送付は行いません。詳しくは同事務所へ。